

參考資料

○用語解説（50音順）

あ行	
用語	説明
ICT	Information and Communication Technology（情報通信技術）の略称。インターネット等を活用して、人と人、人とモノの間で情報や知識を共有するための情報通信技術
一般居住区域	「金沢市集約都市形成計画」に位置づけられる区域で、自動車や自転車での移動を主体に、日常生活に必要な施設を維持しながら、これまで通りの暮らし続けられる区域
インセンティブ評価	やる気や意欲を引き出すための評価指標。緑化空間における規模のほか、環境・社会・経済面からみた優れた品質や効果の評価による認定や助成上乗せ等が考えられる
AI	Artificial Intelligence（人工知能）の略称。知的な機械、特に知的なコンピュータプログラムをつくる科学と技術。例えば、人間のように考えるコンピュータを目指したソフトウェアやシステム
SDGs	Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）の略称。2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された2016年から2030年までの国際目標で持続可能な世界を実現するための17のグローバル目標と169のターゲットからなる
エリアマネジメント	特定のエリアを単位に、地域の住民や事業者等が主体となって、まちづくりや地域経営（マネジメント）を積極的に行おうとする取組
オープンカフェ	屋外に席のあるカフェ空間。本来は、街路に面した壁や屋根を取り払い、日差しや風を取り込むように設計された開放的な喫茶店やレストランのことをいう
オープンガーデン	個人の庭などを一定期間又は常時公開する活動

か行	
用語	説明
開発指導基準	無秩序な市街化防止や公共施設等の整備改善、住みよいまちづくりにむけ、本市の区域内で行われる開発行為に対し、法令等に従って指導するための一定の基準
金沢市集約都市形成計画	平成26年に改正された都市再生特別措置法の立地適正化計画に相当する計画。長期的な視点から本市の持続的発展が可能となる都市構造の段階的な再構築の考え方を示した都市の集約化に関する総合計画

用語	説明
居住誘導区域	「金沢市集約都市形成計画」に位置づけられる区域で、日常生活に必要なサービスを確保し、将来にわたり本市の居住の柱として人口密度を維持する区域
QOL	Quality Of Life の略称。一人ひとりの人生の内容の質や社会的にみた生活の質のことを指し、人がどれだけ人間らしい生活や自分らしい生活を送り、人生に幸福を見出しているか、ということの尺度としてとらえる概念
クールスポット	葉の太陽光吸収や蒸散作用によって周辺の温度が下がった涼しい空間
グラウンドワーク	市民、企業、行政の三者が協力して身近な地域の環境改善に取り組む運動
グリーンインフラ	土地利用において自然環境の有する防災や水質浄化等の機能を人工的なインフラの代替手段や補足の手段として有効に活用し、自然環境、経済、社会にとって有益な対策を社会資本の整備の一環として進めようという考え方
景観緑三法	景観法、景観法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律、都市緑地保全法等の一部を改正する法律の総称。平成 17（2005）年全面施行
ケータリングカー	イベント等での飲食を提供する目的で食品の調理設備を備える車両。キッチンカーとも呼ばれる
公園愛護団体	地域の『ふれあいの場』『やすらぎの場』として日頃利用している身近な公園を管理していただいている町会等の団体
公園等里親団体	公園緑地や街路樹について、愛され、親しまれる公共空間となるよう、自主的な除草や清掃等のボランティア活動に取り組んでいただいている団体
公園施設長寿命化計画	老朽化が進む公園施設について、利用者の安全確保対策の強化、修繕・更新費用の平準化を図る観点を踏まえ、施設ごとに計画的な維持管理方針を定め、施設ごとの修繕・更新の予定時期や内容等を取りまとめた計画
公共インフラ	インフラはインフラストラクチャー（infrastructure）の略で、道路や上下水道、港湾等の産業の基盤となる公共施設のほか、学校、病院、公園、福祉施設等の生活の基盤となる公共施設のことをいう
公共還元型の収益施設	平成 29 年に改正された都市公園法において、公募により民間事業者が都市公園内で飲食店や売店等の収益施設の設置管理者となり、当該施設の収益を活用して周辺の園路や広場等の整備、改修ができることとなった

さ行	
用語	説明
サウンディング調査	公有地活用や民間活力の導入など行政による官民連携事業において、民間事業者が参加しやすい公募を行うため、民間事業者との対話を通じ、市場性の有無や実現可能性の把握等を行う調査手法
CSR	Corporate Social Responsibility（企業の社会的責任）の略称。企業が自己の利益だけでなく、地域住民など利害関係者の利益を実現することが社会的な存在意義ととらえ、自発的に社会に貢献していこうとする考え方
指定管理者制度	多様化する住民ニーズにより効果的に対応することを目的とし、平成15年の地方自治法改正により創設された制度。公共施設の管理を行う者として議会の議決により指定を受けた民間事業者も管理を行うことが可能となった
市民農園	市民等がレクリエーションとしての自家用野菜や花の栽培、高齢者の生きがいづくり、児童・生徒の体験学習等の多様な目的で、小面積の農地を利用して野菜や花を育てるための農園
市民緑地認定制度	民有地の所有者の申し出に基づき、貸借契約の手続きや設置管理計画の作成、市長の認定を受け、地域住民が利用するための公開緑地として、一定期間、設置、管理、活用する制度
斜面緑地	金沢のまちなかから身近に眺望され、又は俯瞰される台地又は丘陵地の斜面の緑地で、樹林地、草地又は坂道等の緑が連続して個性のかつ良好な自然環境を形成しているもの
斜面緑地保全区域	斜面緑地として保全することが必要な区域や隣接し一体となって保全効果を高めるために必要な区域として指定
集約型都市構造	人口減少及び超高齢社会の到来等を踏まえ、都市の無秩序な拡散を抑制し、都市機能の集積を促進する集約拠点と公共交通ネットワークで有機的に連携させるコンパクトな都市構造
生産緑地	良好な都市環境を確保するため、農林漁業との調整を図りつつ、都市部に残存する農地の計画的な保全を図る地区
生物多様性	生きものたちの豊かな個性とつながりのことで、生物多様性条約では生態系の多様性、種の多様性、遺伝子の多様性という3つのレベルで多様性があるとされている

た行	
用語	説明
都市緑地法	都市において緑地を保全するとともに緑化を推進することにより良好な都市環境の形成を図り、健康で文化的な都市生活の確保に寄与することを目的として制定された法律。都市における緑地の保全及び緑化の推進に関する制度等が定められている
低未利用地	空き地、空き家、空き店舗、耕作放棄地等の未利用の土地と暫定的に利用されている青空駐車場や資材置場等の低い利用度の土地
地先園芸空間	道路に面した敷地の民有地側で沿道住民によって形成される草木や花による緑化空間で、軒下の鉢植え等も含む
特別緑地保全地区	都市計画区域内において、樹林地、草地、水沼地等の地区が単独もしくは周囲と一体になって、良好な自然環境を形成しているもので、無秩序な市街化の防止や、公害又は災害の防止となるもの、伝統的及び文化的意義を有するもの、風致景観が優れているもの、動植物の生育地等となるもののいずれかに該当する緑地が指定対象となる
都市計画基礎調査	都市計画法第6条に基づき、人口、産業分類別就業人口、土地利用、交通量等の現況及び将来の見通しを定期的に把握し、客観的、定量的なデータに基づいた都市計画の運用を行うための基礎調査
都市機能誘導区域	「金沢市集約都市形成計画」に位置づけられる区域で、様々な都市機能（商業、業務、居住、医療、福祉、教育、歴史文化、観光等）を集約し都市生活の利便性を確保することで賑わいを高める区域

な行	
用語	説明
農業振興地域	市町村の農業振興地域整備計画に基づき、農業上の利用を確保すべき土地と指定された区域
ネーミングライツ	公共施設に対し企業名等を冠した愛称を一定期間付与することができる命名権。命名権者からその対価を得ることにより、新たな歳入確保と施設のサービスの維持向上ができる

は行	
用語	説明
Park・PFI (PFI:Private Finance Initiative)	飲食店、売店等の公園利用者の利便の向上に資する公募対象公園施設の設置と当該施設から生ずる収益を活用してその周辺の園路、広場等の一般の公園利用者が利用できる特定公園施設の整備、改修等を一体的に行う者を公募により選定する制度
風致地区	都市において水や緑などの自然的な要素に富んだ土地における良好な自然的景観を維持するために定められる都市計画法に規定する地域地区。建築物の建築、色彩の変更、木竹の伐採等に制限がある
ボランティア・サポート・プログラム	地域や企業との協働により国道の歩道や植樹帯の美化清掃等を行い、快適な道づくりを進める取組（国土交通省の制度）
保安林	水源の涵養、土砂の崩壊その他の災害の防備、生活環境の保全、形成など、特定の公益目的を達成するため、農林水産大臣又は都道府県知事によって指定される森林。保安林では、それぞれの目的に沿った森林の機能を確保するため、立木の伐採や土地の形質の変更等が規制される

ま行	
用語	説明
緑のまちづくり協定	金沢市における緑のまちづくりの推進に関する条例に定められた制度で、一定の区域内において緑のまちづくりの推進をしようとする団体と市との間で緑のまちづくりに関して締結する協定のこと。協定地区の緑のまちづくりに対して、市は必要な助言、援助ができる
緑のマネジメント	地域のまちづくりの課題解決にむけて、地域の経営的視点や利用者の視点から公園の多面的な機能を効果的に発揮するため、地域の住民や事業主、行政が主体的に取り組み、地域の特性やニーズに応じた公園緑地等の整備や再整備、運営管理に取り組む新たな考え方

ら行	
用語	説明
緑育	緑の育ち方、環境との関わりについて教育現場や地域活動、家庭教育の場で体感することで、緑に親しみをもってもらうとともに子どもの豊かな感性と安定した情緒を育む取組
緑化地域制度	良好な都市環境の形成に必要な緑地が不足している地区において、都市計画の地域地区として「緑化地域」を指定し、一定規模以上の敷地面積の建築物の新築や増築に対し、敷地面積の一定割合以上の緑化を義務付ける制度

わ行	
用語	説明
ワークショップ	地域に関わる様々な立場の人々が自ら参加し、協働体験等を通じて公園等の計画や運営、維持管理手法について検討する住民参加の手法

○ 金沢市緑のまちづくり審議会 委員名簿（50音順）

氏名	所属等	備考
新屋 由美子	公募委員	
上野 裕介	石川県立大学 生物資源環境学部環境科学科 准教授	
笠井 順二	石川県造園緑化建設協会 副会長	
越石 あき子	夕日寺自然体験実行委員会 代表	
千木 容	日本樹木医会石川県支部 支部長	
鏑 隆弘	金沢美術工芸大学 デザイン科環境デザイン専攻 教授	
寺瀬 明代	北陸園芸商組合 会計理事	
中野 真理子	石川県地域植物研究会委員	
西野 茂	緑を育て金沢を美しくする会 会長 (金沢市町会連合会 会長)	会長
宮下 智裕	金沢工業大学 建築学部建築学科 准教授	
村上 吉春	公募委員	
安嶋 弘子	金沢市校下婦人会連絡協議会 副会長	

○ 策定経緯

実施日	内容
平成30年 2月20日	平成29年度 第1回金沢市緑のまちづくり審議会 「新・緑の基本計画（仮称）の策定について」
平成30年 8月 3日	平成30年度 第1回金沢市緑のまちづくり審議会 「金沢市緑のまちづくり計画（仮称）骨子案について」
平成30年 8月21日～ 平成30年 9月19日	パブリックコメントの実施
平成30年10月10日	平成30年度 第2回金沢市緑のまちづくり審議会 「金沢市緑のまちづくり計画（仮称）骨子案に対するパブリックコメントのご意見と金沢市の考え方（案）について」 「金沢市緑のまちづくり計画（仮称）素案について ～施策の目標・構成・展開・体系について～」
平成30年12月 7日	平成30年度 第3回金沢市緑のまちづくり審議会 「金沢市緑のまちづくり計画（仮称）案について」
平成31年 1月 9日	平成30年度 第4回金沢市緑のまちづくり審議会 「金沢市緑のまちづくり計画（仮称）最終案について」
平成31年 1月28日	市長へ計画（案）を答申

※別途、計画策定にむけた関係課による庁内ワーキング4回開催

○金沢市における緑のまちづくりの推進に関する条例

目次

- 第1章 総則(第1条—第5条)
- 第2章 緑化の推進(第6条—第11条)
- 第3章 緑の保全(第12条—第18条)
- 第4章 緑のまちづくりのための意識の高揚、緑の管理等(第19条—第28条)
- 第5章 金沢市緑のまちづくり審議会(第29条—第31条)
- 第6章 雑則(第32条)
- 附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、本市における緑豊かな環境を守り、育むまちづくり(以下「緑のまちづくり」という。)について、基本理念を定め、並びに市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、緑のまちづくりを推進するための基本となる事項等を定めることにより、良好な自然環境及び生活環境の形成を図り、もって自然と人との共生、地球全体の温暖化の防止その他地球規模における緑の回復と保全に資することを目的とする。

(基本理念)

第2条 緑のまちづくりは、樹木、草花等の緑が生態系の一環として存在し、人類その他のすべての生命の根源であることを認識し、市、市民及び事業者の自主的かつ自発的な取組みのもとに、協働して行われなければならない。

2 緑のまちづくりは、本市の恵まれた緑豊かな環境と市民一人ひとりがこれを大切に守り続ける心を将来の世代に継承することを目的として行われなければならない。

(市の責務)

第3条 市は、前条に規定する基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、緑のまちづくりに関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施しなければならない。

(市民の責務)

第4条 市民は、基本理念にのっとり、自らが主体となって樹木、草花等を大切に守り、育みながら、緑のまちづくりの推進に努めるとともに、本市が実施する緑のまちづくりに関する施策に協力しなければならない。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、緑のまちづくりのための必要かつ適切な措置を講ずるとともに、本市が実施する緑のまちづくりに関する施策に協力しなければならない。

第2章 緑化の推進

(緑のまちづくり計画の策定)

第6条 市長は、緑のまちづくりに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、緑のまちづくりに関する基本的な計画(以下「緑のまちづくり計画」という。)を定めるものとする。

2 緑のまちづくり計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 緑のまちづくりの目標
- (2) 緑のまちづくりを推進するための施策に関する事項
- (3) 保存緑地及び保存樹又は保存樹林の指定並びにこれらの保存計画に関する事項
- (4) 前3号に掲げるもののほか、緑のまちづくりを推進するために必要な事項

3 市長は、緑のまちづくり計画を定めるに当たっては、金沢市緑のまちづくり審議会の意見を聴かななければならない。

4 市長は、緑のまちづくり計画を定めるに当たっては、市民及び事業者の意見が十分反映されるよう努めるものとする。

5 市長は、緑のまちづくり計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 前3項の規定は、緑のまちづくり計画の変更について準用する。

(公共施設の緑化)

第7条 市長は、本市が設置し、又は管理する道路、河川、公園、広場その他の公共施設の緑化に努めなければならない。

2 市長は、国、県その他公共団体が設置し、又は管理する道路、河川、公園、広場その他の公共施設の緑化に関し、当該国等に協力を要請することができる。

(家庭等の緑化)

第8条 市民は、緑豊かな環境を守り、育むことの大切さを自ら認識し、その家庭及び地域の緑化に努めなければならない。

(事業所等の緑化)

第9条 事務所、店舗、工場その他の事業所及びこれ以外の用に供する施設を設置し、又は管理する者は、その敷地内において樹木、草花等を植栽し、その緑化に努めなければならない。

2 市長は、前項の緑化について必要があると認めるときは、同項に規定する者に対し、必要な助言又は指導をすることができる。

(開発行為に係る緑化)

第10条 都市計画法(昭和43年法律第100号)第4条第12項に規定する開発行為(以下「開発行為」という。)をしようとする者は、当該開発行為をする土地の区域内において、その緑化に努めなければならない。

2 市長は、前項の緑化について必要があると認めるときは、同項に規定する者に対し、必要な助言又は指導をすることができる。

(緑のまちづくり協定)

第11条 市長は、一定の区域内において緑のまちづくりの推進をしようとする団体と緑のまちづくりに関する協定(以下「緑のまちづくり協定」という。)を締結することができる。

2 市長は、緑のまちづくり協定を締結したときは、当該緑のまちづくり協定の締結に係る団体に対し、必要な助言又は援助をすることができる。

第3章 緑の保全

(緑の環境の保全)

第12条 市、市民及び事業者は、緑のまちづくりを推進し、又は開発行為をする場合に当たっては、自然の中で形成されてきた樹木、草花等の緑の環境を保全するよう努めるとともに、その生態系に大きな影響が及ばないよう十分配慮しなければならない。

(保存緑地の指定)

第13条 市長は、市民生活における良好な環境を形成している緑地で特に必要があると認めるものを保存緑地として指定することができる。

2 市長は、保存緑地を指定しようとするときは、あらかじめ金沢市緑のまちづくり審議会の意見を聴かななければならない。

3 市長は、保存緑地を指定したときは、遅滞なく、その旨を告示しなければならない。

4 前2項の規定は、保存緑地の指定の解除又はその区域の変更について準用する。

(保存緑地内における行為の制限)

第14条 保存緑地内において、次に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ市長にその旨を届け出なければならない。

(1) 建築物その他の工作物の新築、改築又は増築

(2) 宅地の造成、土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更

(3) 木竹の伐採

(4) 水面の埋立て又は干拓

(5) 前各号に掲げるもののほか、保存緑地の保全に影響を及ぼすおそれがある行為で市長が定めるもの

2 前項の規定にかかわらず、国の機関又は地方公共団体が保存緑地内において同項各号に掲げる行為をしようとするときは、あらかじめ市長にその旨を通知しなければならない。

3 第1項の規定は、次に掲げる行為については、適用しない。

(1) 非常災害のため必要な応急措置として行う行為

(2) 通常の管理行為、軽易な行為その他の行為で市長が定めるもの

4 保存緑地内において、前項第1号に掲げる行為をした者は、速やかに市長にその旨を届け出なければならない。

(助言又は勧告等)

第15条 市長は、前条第1項の届出があった場合において、保存緑地の保全のため必要があると認めるときは、当該届出をした者に対し、必要な助言又は勧告をすることができる。

2 市長は、保存緑地の保全のため必要があると認めるときは、当該保存緑地内に存する土地を所有し、又は管理する者に対し、必要な助言又は援助をすることができる。

(保存樹等の指定)

第 16 条 市長は、地域の美観風致を維持するため必要があると認めるときは、市長が定める基準に該当する樹木又は樹木の集団を保存樹又は保存樹林(以下「保存樹等」という。)として指定することができる。

2 第 13 条第 2 項から第 4 項までの規定は、保存樹等の指定について準用する。

(保存樹等の保存)

第 17 条 保存樹等を所有し、又は管理する者(以下「保存樹等の所有者等」という。)は、当該保存樹等について、枯損の防止その他その保存に努めなければならない。

2 保存樹等の所有者等は、当該保存樹等が滅失し、損傷し、又は枯死したときは、遅滞なく、市長にその旨を届け出なければならない。

3 保存樹等の所有者等は、当該保存樹等を伐採し、若しくは移植し、又は他人に譲渡しようとするときは、あらかじめ市長にその旨を届け出なければならない。

4 市長は、保存樹等の保存のため必要があると認めるときは、当該保存樹等の所有者等に対し、必要な助言又は援助をすることができる。

5 何人も、保存樹等が大切に保存されるよう協力しなければならない。

(標識の設置)

第 18 条 市長は、保存緑地又は保存樹等を指定したときは、その旨を表示する標識を設置しなければならない。

第 4 章 緑のまちづくりのための意識の高揚、緑の管理等

(意識の高揚等)

第 19 条 市長は、緑のまちづくりについての意識の高揚を図るため、その知識の普及及び啓発に努めるとともに、市民による自主的かつ自発的な緑のまちづくりに関する活動が推進され、かつ、市民が自らの創意工夫により積極的に緑のまちづくりに参加できる機会が確保されるよう努めなければならない。

(緑のまちづくりの日の制定)

第 20 条 緑のまちづくりへの市民の参加を推進するため、緑のまちづくりに関する日を次のように定める。

名称	時期	趣旨
緑と花の日	10 月の第 3 日曜日	植樹等を通して、身近にある樹木、草花等の緑の大切さを共に認識し、思いやりのある心と地域を愛する心を育むとともに、緑豊かな環境を将来の世代に継承する。

(市民活動の推進)

第 21 条 市長は、市民による自主的かつ自発的な緑のまちづくりに関する活動を推進するため、樹木、草花等のあっせん又は配布を行うよう努めるとともに、緑のまちづくりに関する行事等の開催に努めなければならない。

2 市長は、市民による自主的かつ自発的な緑のまちづくりに関する活動を推進するため、地域において緑のまちづくりに関する指導を行う者として緑の指導員を置くことができる。

(市民団体の育成)

第 22 条 市長は、市民による自主的かつ自発的な緑のまちづくりに関する活動を推進する団体(以下「緑のまちづくり推進団体」という。)の育成に努めなければならない。

2 緑のまちづくり推進団体は、自ら率先して緑のまちづくりの推進及びその啓発に努めなければならない。

(緑の少年団の育成)

第 23 条 市長は、将来の世代を担う子どもたちが緑豊かな環境の大切さを学習する場を提供するよう努めるとともに、子どもたちが地域において自ら緑のまちづくりに関する活動に取り組むための団体(以下「緑の少年団」という。)の育成に努めなければならない。

(公共的団体との連携)

第 24 条 市長は、緑のまちづくり推進団体、緑の少年団、公益財団法人金沢まちづくり財団その他の公共的団体と連携を図りながら、緑のまちづくりの推進に努めなければならない。

(平 26 条例 29・一部改正)

(緑の資源の有効利用)

第 25 条 市、市民及び事業者は、余剰を生じた樹木等の再利用を促進し、落ち葉等を堆肥として活用するなど、これらを資源として有効に利用するよう努めなければならない。

(緑の管理)

第26条 樹木等を所有し、又は管理する者は、適宜、水及び肥料を与え、樹木のせん定及び補植をし、病害虫を防除し、除草等を行うことにより、当該樹木等の適正な管理に努めなければならない。

(援助)

第27条 市長は、第11条第2項、第15条第2項及び第17条第4項に定めるもののほか、緑のまちづくりを推進するため必要があると認めるときは、技術的な援助をし、又は予算の範囲内において、財政的な援助をすることができる。

(表彰)

第28条 市長は、緑のまちづくりの推進に著しく貢献した者を表彰することができる。

第5章 金沢市緑のまちづくり審議会

(金沢市緑のまちづくり審議会)

第29条 緑のまちづくりを推進するため、金沢市緑のまちづくり審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(審議会の任務)

第30条 審議会は、この条例に規定する事項その他の緑のまちづくりに関する事項について市長の諮問に応ずるほか、緑のまちづくりに関し必要な事項について市長に意見を述べることができる。

(組織等)

第31条 審議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、緑のまちづくりに関し識見を有する者のうちから、市長が委嘱する。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、委員に欠員を生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 審議会に、会長を置き、委員の互選によりこれを選任する。

5 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

6 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

第6章 雑則

(委任)

第32条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成13年4月1日から施行する。

附 則(平成26年3月25日条例第29号)

この条例は、規則で定める日から施行する。〔平成26年規則第5号で、平成26年4月1日から施行〕